Ⅳ ごみ処理の概況

1 ごみ処理の概況及び体系

我が国は、高度経済成長期以降、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会へと変化したことにより、廃棄物発生量の高止まり、最終処分場のひっ迫、不法投棄の増大など、様々な環境問題が発生することとなった。これらの問題を解決し、環境への負荷の低減を図るため、平成 13 年 1 月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され "循環型社会"への転換が進められた。

このほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正や「資源の有効な利用の促進に関する法律」の施行により、廃棄物の不適正処理への対応強化や3Rの取組を総合的に推進するための法体系が整備され、本市においても、資源物の分別収集による再資源化や家庭ごみの有料化等の施策により、ごみの減量・資源化を推進してきたところである。

近年,国際的にも環境問題の解決に関心が高まっており,2015年9月の国連サミットにおいて掲げられたSDGs*では,2030年までに廃棄物の発生防止,削減,再生利用及び再利用により,廃棄物の発生を大幅に削減することや,食品廃棄物を半減することを目標としている。

また、国内では、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題への対応を目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチックごみの削減とリサイクルの推進を求められるなど、今後も環境に配慮した行動が社会全体として必要である。こうした社会情勢の変化や廃棄物に関わる法制度の整備のほか、本市がこれまで進めてきた施策の効果・有効性も踏まえ、「旭川市ごみ処理基本計画」の基本理念である「"恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ"を目指して」の実現に向け、「ごみの減量・資源化の推進」「安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用」「効率的・効果的なごみ処理の推進」「環境との共生の推進」の4つの基本方針に基づき、状況の変化を的確に把握しながら、引き続き各施策の推進を図っていく。

- ※ S D G s (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)
 - ・2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
 - ・17 のゴール, 169 のターゲット, 232 の指標からなる。

(1) ごみ処理の概況

ごみの減量化・リサイクルを推進するため、平成19年8月から家庭ごみの有料化(燃やせるごみと燃やせないごみの指定袋及びシール方式)を実施した。

平成 22 年4月からは、ごみの排出量の変化に応じて、燃やせないごみや紙製容器包装などの収集回数を変更するとともに、クリーンセンターを総合的なごみ施策の実践を担う組織として位置付け、市民や地域との対話を基調とし、障害者の社会参加支援等を図りながら、ごみの減量化やリサイクル、適正な処理の推進、環境美化に取り組んでいる。

(2) ごみ処理施設の概況

焼却施設である旭川市近文清掃工場は平成8年から稼働しており、現在は安定し良好な稼働状況であるが、焼却施設の耐用年数は20年から25年程度とされていることから、施設全体を更に長寿命化するために、平成25年度から特に重要な基幹的設備の改良や更新工事を行い、約10年間の施設延命化を図った。また、平成29年度からは延命化期間終了後の整備更新に向けた取組を進めている。

旭川市廃棄物処分場は、ごみの減量・資源化を進めた結果、当初の埋立期限である平成30年3月末時点で約30%の埋立可能な容量が残ると推計されたため、地域と協議を重ね埋立期間を令和12年3月まで延長した。平成28年度から、安定的な廃棄物の処理を行うため、現最終処分場の埋立終了時期を見据えながら、次期最終処分場の整備に向けた取組を進めている。

旭川市近文リサイクルプラザは、缶・びん・紙パック・家庭金物の中間処理施設として平成8年から稼働しているが、施設及び設備の老朽化や、作業の効率化、成果品の品質向上といった課題を抱えていることから、平成29年度より次期資源物中間処理施設整備に向けた取組を進めている。

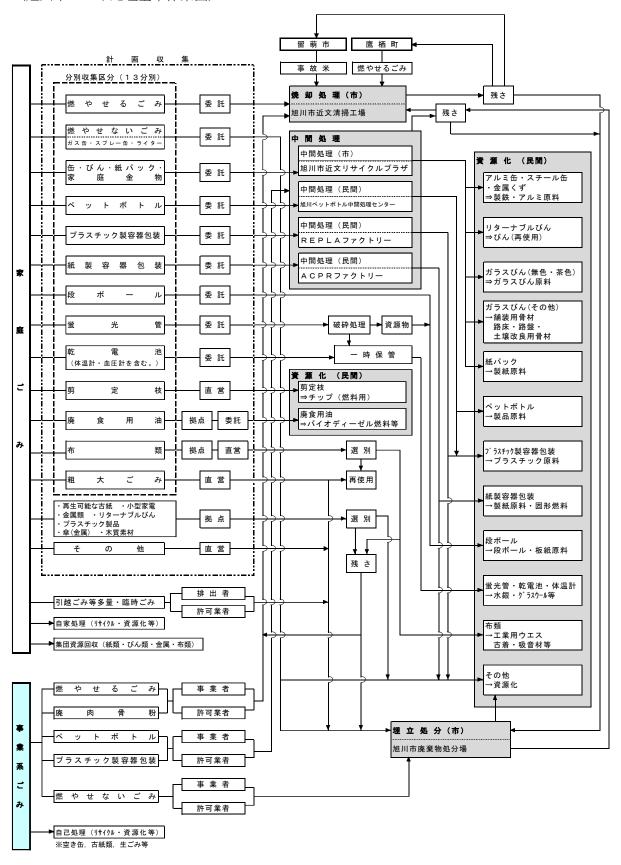
(3) 環境美化の概況

平成9年4月に「旭川市ごみのポイ捨て禁止条例」を施行し、空き缶や空きびん、吸い殻等の散乱防止について市民・事業者・市の責務を明らかにすることにより、清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境の確保に努めている。平成23年には、条例のより実効性のある運用について検討を進めるために「環境美化検討会議」を立ち上げ、同会議の意見に基づきごみのポイ捨てや歩きたばこ規制のための周知啓発を徹底することとした。

(4) 事業系ごみの概況

本市の中核市移行に伴い,平成 12 年 4 月から産業廃棄物等に関する事務を行っており, 適正な処理の推進を図っている。

事業系ごみの減量化・リサイクルを推進することが大きな課題となっていることから、平成15年3月に「事業系ごみ分別計画」を策定し、処理ルートが整ったものから順次、資源化の取組を進めた。



2 ごみの収集及び処分

(1) 収集の変遷

ア 家庭ごみの収集の経過

家庭ごみについては、昭和 46 年から無料収集とし、全世帯を対象に週 6 ・ 3 ・ 2 ・ 1 回、月 1 回、年 2 回と地域により異なる収集地区を設定して収集を実施した。

昭和57年3月には、週2回収集を全世帯の90%以上とするため、収集地域の拡大を図り、これと同時に従来の戸別収集をステーション収集に変更した。

昭和59年度には、市中心部の事業系ごみを事業者による自己処理へ移行したことにあわせ、収集体制についても見直しを行い、週6回収集と週3回収集の地域を週2回収集に、週1回収集地域の一部を週2回収集に、年2回収集地域の一部を週1回収集にそれぞれ変更した。

平成4年度から、一部地域を対象に家庭ごみ分別収集のモデル事業を実施した後、平成8年1月の近文リサイクルプラザ供用開始及び近文清掃工場の試運転開始(本格運転は4月から)に合わせて、家庭ごみの5分別収集(燃やせるごみ・燃やせないごみ・有害ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)を開始した。平成13年1月には、ペットボトルの分別収集を開始し、家庭ごみを6分別収集とした。

また、一部の郊外地域では、燃やせるごみと燃やせないごみを合わせて普通ごみとして 収集していたが、平成13年4月から段階的に解消を図り、平成14年4月以降は全市で同 一区分による収集とした。

平成 14 年 12 月から廃蛍光管の分別収集を開始して 7 分別収集, 平成 16 年 1 月から段ボールの分別収集を開始して 8 分別収集とした。

平成 18 年 6 月からはプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を開始し、10 分別収集へと拡大した。

平成 19 年8月から,指定袋及びシール方式による燃やせるごみと燃やせないごみの有料化を開始,同時に祝日収集も開始した。また,剪定枝の戸別収集,廃食用油と布類の拠点回収を開始し,13 分別収集とした。

イ 資源ごみの拠点回収

平成 19 年 8 月に,ガソリンスタンドや地区・住民センター等を拠点とした廃食用油と布類の拠点回収を開始した。また,平成 22 年 1 月からモデル事業として資源物(小型家電や雑がみなど)の拠点回収を障害者施設で,6 月からは地区・住民センター等で開始し,平成 23 年 4 月に資源物の回収拠点や品目を拡充した。平成 24 年 4 月からは本事業として実施し,平成 26 年 4 月には,使用済小型家電の回収拠点を増設した。

平成 25 年 6 月からは木質素材の拠点回収をクリーンセンター,近文リサイクルプラザ及び廃棄物処分場で試験的に開始し、平成 28 年 4 月から本格実施している。

ウ 粗大ごみの収集

昭和 63 年度から、それまで春(5月)と秋(10月)の年2回、町内会単位でステーション収集してきた粗大ごみについて、社会情勢の変化とともに市民ニーズも変わってきたことから、市民サービスの向上を図る目的で、事前申込みによる週1回の戸別収集に変更した。

平成 13 年4月には、住民負担の公平性や排出抑制の観点から無料収集を見直し、シール方式による有料化を開始した。平成 22 年7月には、重量の違いによる手数料の不公平感を解消するため、粗大ごみ処理手数料の改定を行っている。

工 計画収集区域人口, 世帯数

(令和5年4月1日現在)

í	亍 政	区	域			計	画	収	集		実	施	率
人	口	世	帯	数	人		П	世	帯	数	(対	世帯	数)
3	22,527人	17	7, 47	4 世帯		322,	527 人	17	7, 47	4 世帯			100%

オ 直営収集の車両台数及びごみの種類

(令和5年4月1日現在)

7 E	1日以来の年間日数次0~0~0~	
種別	区分	車両台数(台)
	戸 別 収 集 車	6
	予 備 車	5
	違反ごみ調査・巡回車	2
	環境学習専用車	1
車	粗大ごみ専用車	2
両	ふれあい収集専用車	2
lμl	委託業務指導查察車	2
	清掃業務指導查察車	9
	連絡車	5
	資源物回収車	3
	計	37
7,	み の 種 類	粗大ごみ、剪定枝、布類等

カ 委託業者の車両台数,従業員内訳及びごみの種類 (令和5年4月1日現在)

7 女配来自50年内自然, 风水黄门	八人してりり圧決				
区分	委託台数	従業	美 員 数(人)	
業者名	(台)	運転手	作業員	計	
株 大 雪 環 境	22	22	35	57	
江 丹 別 産 業 開 発 ㈱	5	5	9	14	
旭 栄 清 掃 ㈱	5	5	9	14	
旭川輸送事業協同組合	4	4	7	11	
旭 東 清 掃 ㈱	5	5	8	13	
丸 忠 北 都 清 掃 ㈱	3	3	5	8	
旭星クリーン㈱	2	2	3	5	
㈱旭川一般廃棄物処理社	3	3	5	8	
侑 氏 家 清 掃	3	3	4	7	
何村上クリーンサービス	1	1	1	2	
安 田 清 掃 侑	2	2	3	5	
旭川廃棄物資源化協同組合	8	8	8	16	
計 (12者)	63	63	97	160	
	燃やせるごみ,燃や	っせないごみ, 缶・	びん・紙パック・	家庭金物,	
ご み の 種 類	ペットボトル、乾電池	也,蛍光管,プラス	チック製容器包]装, 段ボー	
	ル, 紙製容器包装				

(2) 許可業者

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は,事業者の自己処理責任を義務付けているが, これら排出者の自己処理を補完するため一般廃棄物収集運搬・処分業の許可制度を導入して いる。

ア 一般廃棄物収集運搬業者数・人員・車両台数

(令和5年4月1日現在)

区分	光本米	I B		車両台数		契 約
組織	業者数	人員	塵介車	運搬車	計	取扱件数
法 人	9	274	103	105	208	5, 258

イ 一般廃棄物 {伐採後の木の根(枝・ぼさを含む。) 又は特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器一般廃棄物に限る。} 収集運搬業者数・人員・車両台数

(令和5年4月1日現在)

区分 組織	事業の範囲	業者数	人員	車両台数	
法人	伐採後の木の根	97	1, 449	864	
(左) 人	特定家庭用機器	1	4	1	

ウ 一般廃棄物処分業者数・人員

(令和5年4月1日現在)

組織	区分	業者数	人員	取扱廃棄物の種類	事業区分
污	き 人	7	105	伐採後の木の根・枝, ぼさ, 廃木製品	中間処理

(3) 指定業者

一般廃棄物の有効利用をより推進させるため、許可を必要としないで一般廃棄物の再生利用を目的として業を行う者への指定制度を導入している。

ア 一般廃棄物再生利用業(再生輸送)

(令和5年4月1日現在)

組織	業者数	車両台数	取扱廃棄物の種類	再生利用の目的
法 人	2	5	厨芥	自己の再生活用施設への輸送

イ 一般廃棄物再生利用業(再生活用)

(令和5年4月1日現在)

組織	業者数	取扱廃棄物の種類	再生利用の目的
法 人	3	厨芥	家畜飼料・土壌改良剤等

(4) 許可施設

(令和5年4月1日現在)

							, , ,	
				区分				施設数
	T.H.		T 'h .	施		設	抜根及び伐採木	11
	破砕	11千			廃タイヤ		1	
中間処理施設	圧		縮	施		設	紙等	3
	選	別	・圧	縮	施	設	プラスチック製容器包装	1
		計						16

(5) 中間処理

ア焼却処理

平成8年1月の家庭ごみの5分別収集実施後、家庭ごみの燃やせるごみは近文清掃工場へ搬入し、焼却処理による減量化を図ることになった。その後、平成9年4月から事業系の燃やせるごみの一部及び非公開文書の受入れを開始し、平成14年1月から廃肉骨粉を受入れ、平成14年12月からダイオキシン類対策で鷹栖町のごみ焼却施設が廃止となったことにより、同町の燃やせるごみを一定の条件で受入れすることになった。さらに、平成

16年度から分別体制の整った事業所からの燃やせるごみの受入れを行い、その後、平成23年度から非公開文書は生ごみを除く事業系燃やせるごみの自己搬入として一元化した。

平成 27 年度からプラスチック製容器包装で資源化に適さないものについて環境への悪 影響がないことを確認した上で、埋立処理から焼却処理へ移行した。

〈近文清掃工場の事業系一般廃棄物の処分に係るごみ焼却処分手数料の推移〉

・平成9年4月1日 100kgまでごとに 113円

・平成9年10月1日 "115円 (消費税及び地方消費税転嫁)

・平成11年4月1日 100 kgまでごとに 253円 (料金改定)・平成13年7月1日 " 510円 (料金改定)

・平成15年7月1日 10 kgまでごとに 75円 (料金改定)

・令和2年4月1日 " 83円 (料金改定)

搬入量の推移 (単位:t)

項目	H30	R1	R2	R3	R4	備考
家庭ごみ	42,775.7	42,924.3	43,870.6	42,394.1	41,505.0	計画ごみ,可燃性 残さ(紙・布・プラ)
事業系ごみ	33,653.6	32,921.9	31,720.5	31,609.7	31,869.5	許可,登録,自己 搬入,廃肉骨粉
鷹栖町ごみ	44.9	0.0	27.2	29.7	29.1	計画ごみ
合 計	76,474.2	75,846.2	75,618.3	74,033.5	73,403.6	

イ 資源化処理

(ア) 缶・びん・紙パック・家庭金物

週1回近文リサイクルプラザへ搬入し、スチール缶、アルミ缶、金属くず、リターナブルびん、色別カレット、紙パックに分けて出荷している。リターナブルびんについては、平成22年1月から市内5箇所の障害者施設において拠点回収も開始し、同様に資源化を図っている。

(イ) ペットボトル

旭川ペットボトル中間処理センター〜搬入し資源化を図っている。事業所から出されるペットボトルも平成15年4月から同センターで受入れを行っている。

(ウ) 乾電池・蛍光管

民間業者に処理を委託し、資源化を図っている。

(エ) プラスチック製容器包装

平成18年6月からREPLAファクトリーへ搬入し資源化を図っている。

(オ) 段ボール

平成 16 年1月から分別収集を開始し、収集した段ボールを再生利用ルートにより資源化を図っている。

(カ) 紙製容器包装

平成18年6月からACPRファクトリーへ搬入し資源化を図っている。

(キ)廃食用油

平成19年8月から拠点回収を行い、民間業者に処理を委託し資源化を図っている。

(ク) 布類

平成19年8月から地区・住民センターで「綿50%を含む布類」を対象に拠点回収を行

い,平成22年1月からは市内5箇所の障害者施設を拠点に加え,異物除去のうえウエス原料等として民間業者に売却し,資源化を図っている。

また,回収した布類の残渣についても,新たに資源化処理ルートを確保したことから, 平成25年10月から民間業者へ売却処理を開始し,これに伴い,平成26年4月からは, 綿50%に満たない古布や衣類についても拠点回収品目の対象とし,更なる資源化に取り 組んでいる。

(ケ) 剪定枝

平成19年8月から戸別収集を行い、民間業者に処理を委託し資源化を図っていたが、新たに資源化処理ルートを確保したことから、平成23年4月から民間業者へ売却処理を開始し、平成29年4月から回収可能な1本の枝の太さを10cm未満から20cm以下へ緩和し、更なる資源化に取り組んでいる。

(1) 金属類

平成 22 年6月から市内5箇所の障害者施設,クリーンセンター等において粗大ごみに該当しない金属類の拠点回収を行い,金属回収業者に売却し,資源化を図っている。また,平成 23 年4月からは,リサイクルプラザを拠点回収施設として増設するとともに回収品目に傘を追加し,更なる資源化の拡大に取り組んでいる。

(サ) 小型家電

平成 22 年1月から市内 5 箇所の障害者施設において使用済小型家電の拠点回収を行い、解体により発生した基盤等の金属を、金属回収業者等の組合に売却し、資源化を行っていたが、平成 26 年度からは小型家電リサイクル法(平成 25 年 4 月施行)に基づいた回収及び処理を行うため、小型家電リサイクル法認定事業者へ引き渡している。なお、令和 3 年 4 月から、逆有償により適正処理と資源化を図っている。

(シ) 再生可能な古紙 (新聞・雑誌・雑がみ)

雑がみについては、平成22年1月から市内5箇所の障害者施設において拠点回収を行い、古紙回収業者等の組合に売却し、資源化を図っている。同年6月からはクリーンセンター等において雑がみのほか新聞・雑誌についても拠点回収を開始し、同様に資源化を図っている。平成23年4月からは、回収拠点を拡充し更なる資源化に取り組んでいる。

(ス) プラスチック製品

平成 23 年4月から障害者施設,クリーンセンター等で拠点回収を開始し,資源化を図っている。

(セ) ガラスくず

平成23年5月から平成31年3月まで、近文リサイクルプラザの缶・びんの選別処理で拾いきれなかった資源化可能なガラスカレットの資源化を図った。

(ソ) 粗大ごみ及び不燃ごみ(金属・木質・羽毛布団・ガス缶等)

家庭より排出された粗大ごみ及び不燃ごみのうち、金属粗大及びガス缶等については 平成22年6月から、木質粗大については平成23年5月から解体作業等を行い、民間業 者に再利用を目的として売却し、資源化を図っている。また、羽毛布団についても、令 和3年4月から再生羽毛布団の原料として民間業者に売却し、資源化を図っている。

(引) 木質素材

平成 25 年 6 月から、木質バイオマス燃料として、クリーンセンター、近文リサイクルプラザ及び廃棄物処分場で拠点回収を試験的に開始した。平成 28 年 4 月から本格実施し、民間業者に再利用を目的として売却し、資源化を図っている。

資源化物	H30	R1	R2	R3	R4
アルミ缶	603.2	609.9	652.8	668.4	648.2
スチール缶	395.4	385.0	388.3	372.0	335.0
リターナブルびん	52.5	56.6	51.7	49.0	39.7
ガラスカレット(3色)	1,852.1	1,848.4	1,872.3	1,865.8	1,850.3
ガラスくず	596.1	_	_	-	_
紙パック	85.9	87.8	91.1	89.4	81.7
家庭金物	84.9	81.2	79.7	82.2	72.4
ペットボトル	1,479.1	1,565.4	1,523.7	1,598.7	1,562.7
プラスチック製容器包装	5,499.6	5,441.7	5,586.3	5,553.1	5,447.1
紙製容器包装	1,620.7	1,575.2	1,473.7	1,476.5	1,493.8
直接資源化物 (ACPR)	164.8	162.0	162.8	140.6	114.7
段ボール	1,757.0	1,795.9	1,972.1	2,062.5	2,014.3
蛍光管	12.2	6.0	11.9	5.2	5.3
乾電池等	73.8	71.5	63.2	72.7	54.5
剪定枝	403.1	324.2	332.8	379.6	331.9
布類	245.8	257.0	150.6	217.1	184.8
廃食用油	18.8	16.9	17.6	17.6	14.4
小型家電	104.1	112.4	119.4	117.7	107.3
古紙	167.2	173.7	163.0	167.7	155.3
金属類	20.1	17.3	14.4	13.7	12.7
プラスチック製品	13.7	16.1	16.5	18.8	17.4
木質素材	18.1	11.5	12.8	16.2	10.5
不燃ごみ(資源化分)	310.3	338.6	356.7	387.0	330.6
粗大ごみ(資源化分)	548.4	473.1	605.7	689.7	610.6
合 計	16,126.9	15,427.4	15,719.1	16,061.2	15,495.2

(6) 最終処分

平成 15 年 6 月で中園廃棄物最終処分場への埋立てが終了し、平成 15 年 7 月からは旭川市 廃棄物処分場で埋立てを行っている。

中園廃棄物最終処分場は適正な維持管理と廃棄物の早期安定化を図るため、埋立終了後の 平成 16 年度から平成 21 年度まで閉鎖工事を実施した。閉鎖工事終了後は、処分場の維持管 理状況と周辺環境に与える影響を把握するための環境調査を継続し、廃止に向けたモニタリ ングを実施している。

旭川市廃棄物処分場では、平成19年8月から事業系の燃やせるごみや資源物の搬入規制を 実施し、平成23年7月には、事業系のガラスびんを産業廃棄物として産廃処理施設へ誘導し たことに加え、処分場にごみ分別ボックスを設置し、自己搬入される引っ越し・大掃除ごみを 分別することで、適正な廃棄物の受入れに努めている。また、平成24年4月から金属類・木 くずを資源物として売却し埋立量の減量化を図っている。

廃棄物の埋立てに当たっては、悪臭の発散や衛生害虫の発生を防止するため即日・中間覆土を実施するとともに、廃棄物の分解を促進させるため、速やかに汚水を集水する縦型排水層や埋立地内に空気を供給するガス抜き管を設置するなど適正な維持管理に努めている。

また,埋立地内で発生した汚水は汚水処理施設に送り,高度な処理を施してから河川に放流している。放流水の水質基準については,法令で定める基準よりも厳しい自主基準値を設

け環境に配慮した維持管理に取り組むとともに, 定期的に水質検査を行い, 速やかに結果を 公表している。

ア 埋立処分手数料

廃棄物処理法の規定による事業者の自己処理責任を明確にするため、昭和 59 年4月1日から事業系ごみについてごみ埋立処分手数料を徴収している。処分手数料の額は次のとおり改定してきている。(料金徴収単位を 100 kgまでごととしていたが、平成 15 年7月1日の改定で 10 kgまでごとに変更した。)

なお、平成 13 年 4 月 1 日からは、最終処分場に直接搬入される家庭ごみについても手 数料を徴収することとした。

- ・平成元年 7月1日 80円 (車種制から従量制に移行)
- ·平成3年 4月1日 78円 (消費税転嫁凍結)
- ・平成5年 4月1日 113円 (料金改定)
- ·平成5年 4月1日 110円 (消費税転嫁凍結)
- ・平成7年 4月1日 113円 (消費税転嫁)
- ・平成9年4月1日 113円(消費税及び地方消費税転嫁凍結)
- ・平成9年10月1日 115円 (消費税及び地方消費税転嫁)
- · 平成 11 年 4 月 1 日 253 円 (料金改定)
- · 平成 13 年 7 月 1 日 510 円 (料金改定)
- ・平成15年7月1日 104円(料金改定,10kgまでごと)
- ・平成26年4月1日 104円 (消費税及び地方消費税転嫁凍結)
- ・令和元年 10 月 1 日 104 円 (消費税及び地方消費税転嫁凍結)
- · 令和 2 年 4 月 1 日 156 円 (料金改定)

イ カラス駆除

カラスによる最終処分場周辺農家の農作物や家畜の被害防止のため、処分場内に「箱わな」5基を設け、カラスの捕獲を実施している。

〈年度別カラス捕獲及び被害補償状況〉

区分 年度	H30	R1	R2	R3	R4
カラス捕獲数(羽)	99	194	35	15	106
農作物等の被害補償 (千円)	2	0	0	0	0

3 処理実績

(1) 年度別ごみ処理実績

(人口, 世帯数は10月1日現在)(単位:t)

IX.	—— [分	_			年度	į.	H30	R1	R2	R3	R4	
行政区域・ 人口(人)				337,998.0	334,696.0	331,951.0	328,589.0	325,039.0				
計画収集区域 世帯数(世帯)				177,966.0	177,905.0	178,109.0	178,055.0	178,015.0				
	人口				仅集実施率(世帯比%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
			燃や	せる	ごみ	A	42,301.6		43,190.8	41,768.4	40,914.7	
			燃や	せない	ごみ(ガス缶等含む)	В	8,091.5	8,201.8	8,506.5	8,432.8	7,773.8	
				ı	 びん・紙パック 廷金物	С	4,334.0	4,205.4	4,441.5	4,179.0	3,928.6	
					トボトル		1,316.9	1,359.0	1,398.3	1,467.2	1,433.5	
					デール	E	1,754.9	1,794.3	1,970.9	2,061.2	2,013.4	
					 t池等		74.8	68.6	64.0	65.8	54.3	
				蛍光			14.9	14.2	11.4	11.5	7.7	
					チック製容器包装	F	5,874.4	5,893.8	5,971.3	5,996.9	5,893.0	
					容器包装	G	1,902.7	1,865.6	1,787.9	1,777.8	1,763.3	
				剪定		Н	403.1	324.2	332.8	379.6	331.9	
	家	計画	国 源 又 物	資	布類 (障害者施設含む)	I	261.0	287.3	298.5	298.5	294.7	
	庭	収			冥	廃食用油	J	12.6	11.1	11.8	12.0	9.9
		集		M ご	小型家電		115.1	123.0	138.3	140.6	132.6	
	み			み	再生可能な古紙		161.5	161.7	159.3	162.4	148.8	
				回	金属類		11.5	10.2	10.7	10.4	8.1	
_				収	リターナブルびん		0.9	1.2	0.6	0.5	0.5	
般				拠	プラスチック製品		16.5	16.2	16.9	19.9	18.7	
廃				点	傘		1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	
棄					木質素材		18.1	11.5	12.8	16.2	10.5	
物				町内会	廃食用油	K	6.2	5.8	5.9	5.6	4.5	
			粗大	ごみ		L	1,548.8	1,621.3	1,729.7	1,875.3	1,661.2	
			その	他(>	不法投棄分)	M	8.9	6.6	5.5	5.1	5.4	
			<u></u>			N	68,231.0	68,375.7	70,066.3	68,687.7	66,410.1	
		引っ	越し		等多量・臨時ごみ	Ο	1,982.9		2,113.2		2,097.8	
					計	Р	70,213.9		72,179.5			
		清	掃		「業者搬入		32,637.2		30,006.6			
			場	自己	上搬入		1,016.4	1,148.3	1,713.9	1,678.4	1,267.2	
					小計	Q	33,653.6	32,921.9	31,720.5	31,609.7	31,869.5	
	事	廃到	至物		「業者搬入		2,901.9	2,969.2	2,707.4	2,910.6	2,664.9	
	業		分場	自己	上搬入		153.8		100.4	126.7	120.8	
	系ご			-13.3	小計	R	3,055.7	3,124.9	2,807.8	3,037.3	2,785.7	
	し み			びん		S	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		資源	原物		トボトル	<u>T</u>	416.3	484.5	390.2	393.5	372.1	
		只1/51/7/		777	チック製容器包装	<u>U</u>	30.3	30.7	34.4	32.1	30.8	
				<u> </u> .a.t.	小計 W(O+P	V	446.6	515.2	424.6	425.6	402.9	
	計 W(Q+R+V) 一般廃棄物 合計 X(P+W)			37,155.9		34,952.9						
			7 县	合言	T X(P-					2 010 2		
	<u> 資源</u>		重		<u></u>	Y (1 V)	9,857.3		8,301.3			
松力	出量	<u> </u>		合記	† Z(X	+ Y)	111,221.1	116,107.7	115,433.7	113,888.9	111,187.1	

[※] 鷹栖町ごみ(行政区域外)は含まない。

区分	年	度	H30	R1	R2	R3	R4
粗大ごみ(市民		1	2.3	2.0	0.0	0.0	0.0
粗大ごみ(木質	(系)	2	385.5	318.6	429.3	501.1	456.1
粗大ごみ(金属	[系)	3	160.6	152.5	176.4	188.6	154.5
燃やせないごみ	み(ガス缶等資源化分)	4	80.6	87.2	94.1	90.9	90.6
燃やせないごみ	み(金属資源化分)	(5)	137.2	174.9	193.3	212.3	183.0
燃やせないごみ	み(木質品資源化分)	6	92.5	76.5	69.3	83.8	57.1
焼却残渣	(近文清掃工場)	(7)	6,987.7	6,771.9	6,907.1	6,639.2	6,612.8
NLAP/X1E	(紙製容器包装中間処理施設)	8	89.4	99.0	124.7	134.4	121.9
可燃性残渣	(布類中間処理施設)	9	8.8	11.0	135.0	85.9	101.9
7,1112/214	(プラ製容器包装中間処理施設)	(10)	375.9	422.3	420.2	405.4	366.6
	(リサイクルプラザ)	(1)	255.3	814.6	797.9	756.8	659.4
不燃性残渣	(ペットボトル中間処理センター)	(12)	54.1	64.8	69.3	74.8	109.3
(搬出施設)	(プラ製容器包装中間処理施設)	13	80.5	87.3	92.4	85.0	89.4
	(紙製容器包装中間処理施設)	(14)	22.7	25.3	22.4	20.6	19.4
	(リサイクルプラザ)	(15)	12.9	11.8	10.8	9.9	9.0
資源化処理	(ペットボトル中間処理センター)	(16)	4.1	0.0	0.1	0.1	0.1
残渣	(段ボール中間処理施設)	(17)	2.0	1.6	1.2	1.3	0.8
(搬入施設)	(プラ製容器包装中間処理施設)	(18)	111.9	111.0	108.0	104.4	61.5
	(クリーンセンター)		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
埋立処分量	(7)+(1)+(2)+(3)+(4)-(1)-(2)-(3)-(4)	<u>-6-6</u>	21,229.4	21,789.3	22,089.6	21,968.6	20,873.0
清掃工場搬入			76,429.3	75,846.2	75,591.1	74,003.7	73,374.5
リサイクルプラ		C+S+(15)	4,346.9	4,217.2	4,452.3	4,188.8	3,937.6
ペットボトル中	間処理センター搬入量 D	+T+16	1,737.3	1,843.5	1,788.7	1,860.8	1,805.8
	処理施設搬入量	E+17	1,756.9	1,795.9	1,972.1	2,062.5	2,014.3
		+U+(18)	6,016.6	6,035.5	6,113.7	6,133.4	5,985.2
	中間処理施設搬入量	(G)	1,902.7	1,865.6	1,787.9	1,777.8	1,763.3
剪定枝中間処		(H)	403.1	324.2	332.8	379.6	331.9
布類中間処理	施設搬入量	(I)	261.0	287.3	298.5	298.5	294.7
廃食用油中間	処理施設搬入量	J+K	18.8	16.9	17.6	17.6	14.4
	上	度				<u> </u>	
区分		,×	H30	R1	R2	R3	R4
家庭ごみ処理』			569.1	575.1	595.7	590.4	577.4
	ごみ計(P)÷人口÷暦年における年間	間の日数	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日
一般廃棄物処	埋原 単位 物合計(X)÷人ロ÷暦年における年間	目の口粉	870.3	874.4	884.2	882.8	872.9
総排出原単位	MロロI(A)下八日下暦午にわける年間	リジロ数	g/人日 950.2	g/人日 950.4	g/人日 952.7	g/人日 949.6	g/人日 937.2
	量合計(Z)÷人口÷暦年における年間	引の日数.	g/人日	g/人目	g/人日	g/人日	g/人日

(2) 資源化に関する実績

ア 資源化量

(単位: t)

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4
資源再生業者への引渡量	16,126.9	15,427.4	15,719.1	16,061.2	15,495.2
粗大ごみ(市民還元分)	2.3	2.0	0.0	0.0	0.0
資源化量(合計)	16,129.2	15,429.4	15,719.1	16,061.2	15,495.2

イ 集団資源回収量

(単位: t)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
集団資源回収量	9,857.3	9,287.5	8,301.3	8,010.3	7,621.1

ウリサイクル率

(単位:%)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
リサイクル率	22.17	21.29	20.81	21.14	20.79

※リサイクル率=(資源化量+集団資源回収量)÷総排出量×100

(3) ごみ組成の推移

ア 近文清掃工場 (燃やせるごみ)

「燃やせるごみ」の物理的組成(重量比、乾ベース)

(単位:%)

分類		可燃物			不燃物	
年度	紙布類	木・竹・ わら類	厨芥類	ビニール・樹脂・ ゴム・皮革等	ガラス・陶器・石・ 金属・土砂・他	合計
H30	70. 3	8.3	11.6	8.7	1.1	100.0
R1	70.8	6.9	11.8	9.5	1.0	100.0
R2	72. 9	8.4	10.6	7. 1	1.0	100.0
R3	71.8	6.6	11.1	9. 1	1.4	100.0
R4	72.3	7. 0	9.9	9. 2	1.6	100.0

イ 廃棄物処分場 (燃やせないごみ)

市収集「燃やせないごみ」の物理的組成(重量比)

(単位:%)

分類		可燃物		不紧	不燃物			
年度	紙布類	木・竹・ わら類	厨芥類	ビニール・樹脂・ ゴム・皮革等	ガラス・陶器・石・ 金属・土砂・他	合計		
Н30	24. 1	0.0	0.2	62. 5	13. 2	100.0		
R1	23. 7	1. 3	3. 7	64. 7	6. 6	100.0		
R2	26.0	0.0	0.2	69. 3	4. 5	100.0		
R3	28. 5	2.8	0.2	66. 6	1. 9	100.0		
R4	33. 1	0.0	0.1	61. 0	5.8	100.0		

[※] 調査は,毎月1回実施(数値は平均値)。

※ 近文清掃工場については、市収集以外のごみも含まれている。

4 処理業者等一覧

(1) 令和5年度 旭川市一般廃棄物処理業務の委託業者一覧表

ア 収集・運搬業務の委託

(令和5年4月1日現在)

委 託 業 者 名	所 在 地	電話番号
㈱ 大 雪 環 境	西神楽 1 線14号260番地 1	75-3551
旭 栄 清 掃 ㈱	東旭川北3条5丁目5番5号	36 - 2215
旭川輸送事業協同組合	永山北1条6丁目1番41号	47 — 1199
江 丹 別 産 業 開 発 ㈱	江丹別町中央103番地4	73 - 2036
旭 東 清 掃 ㈱	新星町1丁目1番9号	25 - 6145
丸 忠 北 都 清 掃 ㈱	東鷹栖 5 線10号2844番地21	57 — 0307
旭星クリーン㈱	住吉4条2丁目8番13号	53 - 7171
㈱旭川一般廃棄物処理社	永山2条3丁目2番18号	47 - 5310
相 氏 家 清 掃	東旭川北3条5丁目5番5号	36-1871
	神居町共栄493番地1	69 - 2945
安 田 清 掃 侑	工業団地5条3丁目3番3号	36 - 5578
旭川廃棄物資源化協同組合	豊岡8条5丁目1番16号	85-6510

イ 中間処理業務の委託

(令和5年4月1日現在)

委 託 業 者 名	所 在 地	電話番号
(株旭川一般廃棄物処理社 (ペットボトルの中間処理)	永山2条3丁目2番18号	47-5310
旭川環境整備事業協同組合 (プラスチック製容器包装の中間処理)	工業団地5条3丁目4番18号	36-7466
旭川廃棄物資源化協同組合 (紙製容器包装の中間処理)	豊岡8条5丁目1番16号	85-6510

(2) 令和5年度 旭川市一般廃棄物処理業(許可業者)一覧表

ア 収集運搬業の許可業者

(令和5年4月1日現在)

	許 可 業 者 名	所 在 地	電話番号
法人	郁 鈴 木 清 掃	旭川市永山北2条10丁目2番22号	40-1101
法人	郁 氏 家 清 掃	旭川市東旭川北3条5丁目5番5号	36 - 1871
法人	丸忠北都清掃㈱	旭川市東鷹栖5線10号2844番地21	57 - 0307
法人	郁村上クリーンサービス	旭川市神居町共栄493番地1	69 - 2945
法人	旭星クリーン㈱	旭川市住吉4条2丁目8番13号	53 - 7171
法人	旭 東 清 掃 ㈱	旭川市新星町1丁目1番9号	25 - 6145
法人	㈱旭川一般廃棄物処理社	旭川市永山2条3丁目2番18号	47 - 5310
法人	安 田 清 掃 侑	旭川市工業団地5条3丁目3番3号	36 - 5578
法人	㈱ 旭 川 浄 化	旭川市神居町上雨紛193番地1	62 - 4758

旭川清掃事業協同組合 旭川市工業団地5条3丁目4番18号 36-8003

イ 収集運搬業(限定)の許可業者

(ア) 伐採後の木の根等

(令和5年4月1日現在)

	許	一可 業	き者の	名		所 在 地	電話番号
(株)	ア	イ	テ	ツ	ク	旭川市東鷹栖 1 線 11 号 1779 番地	58-7666
(株)	朝	F	1	運	輸	旭川市8条通19丁目左5号	33 - 7242

許可業者名	所 在 地	電話番号
(公財)旭川公園緑地協会	旭川市花咲町3丁目	52 - 1934
(公社) 旭川市シルバー人材センター	- 旭川市春光町 3639 番地 4	51-1600
(一財) 旭川市水道協会	旭川市上常盤町2丁目1970番地	26-8523
旭川市中高齢者福祉事業団	旭川市大町2条9丁目77-46 103	86-3065
㈱ 旭 川 振 興 公 社	旭川市6条通9丁目46番地	22-7198
旭川地方勤労者企業組合	旭川市6条通8丁目37番地6	26 - 4649
朝日工業株	旭川市8条通19丁目左5号	31 - 5551
(株) 歩 夢	旭川市東旭川町下兵村 500 番地の 3	73 - 4749
(株) ア ラ タ 工 業	空知郡上富良野町北町2丁目	0167 - 45 - 3334
㈱アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄 493 番地 1	63 - 1511
大	1 旭川市3条通4丁目右4号	22 - 3875
(株) 池 野 建 機 工 業	旭川市東光2条9丁目2番3号	36 - 1607
(株) 石 田 兼 松 八 興 建 設	旭川市本町2丁目437番地119	51-3211
㈱ い ず み ガ ー デ ン	旭川市東旭川町下兵村 467 番地	36-1630
(株) イ ハ ラ	旭川市東旭川町上兵村 530 番地	36 - 2063
御 岩 戸 造 園	旭川市末広東3条4丁目9番19号	51 - 4381
株 上 田 運 輔		47 - 2838
(有) S A M 商 会		49-0331
江 丹 別 産 業 開 発 ㈱	旭川市江丹別町中央 103 番地 4	73 - 2036
	旭川市永山5条21丁目4番18号	73 - 4482
小 田 運 輸 (株	旭川市永山4条8丁目1番20号	48 - 9786
(有) 勝 美 運 輔		57-0011
兼松運輸機	旭川市東鷹栖東2条4丁目5048番の4	57 - 6281
河村,		090-1383-4157
(株) 騎 西 紅		22-1117
旭 実 興 業 ㈱		57-1090
(有) 旭 東 建 杉		36-0520
(株) グッドサポート	/=/ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74-5465
(株) グリーン造園		36-2525
グリーンテックス㈱		57-2419
(八日) 以		0139-52-2136
(公財) ソーシャルサービス協会		03-3363-0489
国策機工		0144-56-0321
株 コ タ ニ 工 業		54-1555
坂田植木㈱		36-3536
(株) 作 興 運 (株) サ ン テ ッ ク		62-5588
		55-0200
株 シーマクリーン	/=/ · · · / · · · · · · · · · · · · · ·	47 – 6422 86 – 2008
社会復帰事業団道北企業組合機 十 商 カ ム イ		86-2908 62-5900
真 興 運 輸 ㈱		62 - 5800 $57 - 7225$
真與建散		57 – 7225 57 – 5208
秦富建設工業機		35-6275
親松建設、株林		33-3311
株 翠 光 園		51-6331
		23-6432
清 香 園 山 田 植 木 作	₩ 旭川川 3 米畑 13 1日左 3 万	∠3−043∠

	許 可	業者名		所 在 地	電話番号
第	_	建設	(株)	旭川市神楽4条6丁目1番15号	62-4141
(株)		大	芝	旭川市永山13条3丁目1番20号	23-1979
(株)	高 野 土	木 重 機 興	業	旭川市東鷹栖 6 線 12 号 2516 番地の 29	57-4580
髙	橋	直	人	旭川市東光11条5丁目1番4号	34-3229
(株)	拓		組	旭川市永山7条17丁目4番18号	49-1877
(株)		石	組	旭川市東旭川旭正 362 番地	32-4257
立	山 青	野 建 設	(株)	旭川市春光台3条3丁目4番25号	53-6901
田	中 石	灰 工 業	(株)	高知県南国市稲生 3185 番地	088-882-1175
(有)		対	馬	美唄市東5条北8丁目3番4号	0126-64-4293
(有)	綱	島重	機	旭川市東旭川北1条4丁目6番8号	36-2648
(株)	テクノ	 ス 北 海	道	旭川市忠和4条7丁目4番10号	62-7878
天	北	輸送	(株)	旭川市東鷹栖 6 線 12 号 2516 番地 40	57-8622
(有)	道・央・リ	サイク	ル	富良野市緑町 13 番 11 号	0167-23-3948
東	海	運輸	(株)	旭川市永山北3条7丁目3番地の3	46-0505
東	海	産業	(株)	旭川市東3条6丁目1番36号	24-4111
道	内	運輸	(株)	旭川市東鷹栖東2条6丁目312番地の8	57-6260
(株)	東宝	キャリ	ア	旭川市東旭川北1条4丁目6番8号	36-5355
道	北勤労	者 企 業 組	合	旭川市大町2条9丁目77-46 101	86-3065
(株)	豊	岡建	設	旭川市秋月2条1丁目9番1号	46-4011
(株)	新	見産	業	旭川市本町 3 丁目 437 番地 145	53-9560
(株)	ネオリ	サイク	ル	留萌市春日町2丁目44番地10	0164-43-5401
野	田建	設 工 業	(株)	旭川市東鷹栖東2条3丁目	57 - 5146
(株)	ハピネ	ス W 0 0	D	旭川市流通団地2条3丁目25番地	76-7337
(株)	早	川運	輸	旭川市秋月2条1丁目9番1号	40-3434
平	間	造園	(株)	旭川市神居町雨紛 359 番地の 3	62-3301
フ	クハ	ラ 建 運	(株)	上川郡美瑛町中町3丁目4番14号	92 - 1240
(株)	富	士	ン	旭川市忠和6条4丁目1番2号	62 - 4322
(有)	渕	上	組	旭川市台場2条5丁目12番10号	62 - 3874
北	央 貨	物運輸	(株)	富良野市字西扇山の 1	0167 - 22 - 4533
(株)	ホッカイコ	ーポレーショ	ン	旭川市南7条通21丁目1967番地	32 - 7563
(有)	北	海産	廃	旭川市工業団地2条1丁目1番23号	73-6664
		リーン工業	(株)	旭川市永山6条1丁目2番19号	22-6850
(株)	北	開 土	木	旭川市神居町神華 78 番地 3	62-6664
(株)	ほり	一 べ 造	園	旭川市豊岡2条2丁目4番24号	33-0970
(有)	マッ	クスエ	建	旭川市春光台3条6丁目2番21号	51-3022
(1+1-)	ルオ建	714	(株)	旭川市永山4条8丁目1番20号	47-1283
(株)	服力 ひとうき つ	丸	藏	旭川市神楽4条5丁目1番32号	85-7922
丸		<u>サービス</u> 田	(株)	旭川市4条西5丁目2番2号	22-1414
丸 (株)	<u>真 山</u> 丸	田 造 園 善 運	輸	旭川市高砂台3丁目1番1号 上川郡美瑛町旭町1丁目6番17号	63 - 8678 $92 - 1628$
(株)	<u> </u>		業	旭川市忠和6条2丁目3番16号	62-5430
(有)	<u>ル 似 り</u> 南 が	 丘 運	<u>未</u> 輸	旭川川心和 O 未 2 J 日 3 街 10 万 旭川市本町 2 丁目 437 番地 119 株式会社石田兼松八興建設内	61-2422
宮	 谷 建		(株)	旭川市東旭川町旭正 35 番地 11	35-6271
(株)		本運	輸	深川市納内町3丁目4番27号	0164-24-2734
(株)	や く	<u>** と </u>	輸	旭川市台場2条2丁目4番16号	62-2672
(株)	八	 鳅	組	旭川市台場2条2丁目4番16号	62 - 4649
(株)			輸	旭川市東光14条1丁目3番6号	31-5111
(1/17	<u> </u>	/E /E	TIM	/=/ · · · · · / · / · · · · · · · · · ·	01 0111

許 可 業 者 名					所 在 地	電話番号
(有)	Щ	勝	興	業	上川郡東神楽町東2線7号43番地	83-3046
(株)	緑	建	産	業	旭川市永山7条14丁目4番1号	48 - 1367

(1) 特定家庭用機器

(令和5年4月1日現在)

許可業者名	所	在	地	電話番号
富良野地区清掃事業協同組合	富良野市上五区			0167-23-3939

ウ 処分業(伐採後の木の根等限定)の許可業者

(令和5年4月1日現在)

	, = > • > 1 • • • • •		10. 0	******	1 11 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1
許可業者名				所 在 地	電話番号
				事業の範囲	电前笛 夕
㈱ 旭 川 振 興		社	旭川市6条通9丁目46番地	99 7100	
	興 公	江	破砕(伐採後の木の根, 枝, 廃木製品)	22-7198	
㈱アンビエンテ丸大	+	旭川市神居町共栄493番地1	69 1511		
(株)) / []	· / / ›L	人	破砕(伐採後の木の根, 枝, ぼさ, 廃木製品)	63-1511
40	星 ク リ	- 1/	/ (株)	旭川市住吉4条2丁目8番13号	E9 7171
儿	旭星クリーン	(174)	破砕(伐採後の木の根, 枝, 廃木製品)	53-7171	
(株) サンテ	テッ	ク	旭川市字近文7線南1号5768番地1	55-0200	
(174)	(株) サーン テーッ	2	破砕(伐採後の木の根, 枝, ぼさ, 廃木製品)	55-0200	
(株) 十 商	カム~	,	旭川市神居町共栄401番地1	62-5800	
(174)	機 十 商 カ ム	1	破砕(伐採後の木の根, 枝, 廃木製品)	62-5600	
				旭川市台場2条2丁目4番16号	
(株) 八	八	八 鍬 組	破砕(ぼさ)	61 - 4649	
				腐植土の製造(伐採後の木の根, 枝, ぼさ)	
(株)	字	安井約	組	旭川市東光14条1丁目3番6号	31-5111
	女		小口	破砕(伐採後の木の根, 枝, ぼさ, 廃木製品)	31 3111

[※] 廃木製品は再生利用が確実なものに限る。

(3) 令和5年度 旭川市一般廃棄物再生利用業(指定業者)一覧表

ア 再生輸送の指定業者

(令和5年4月1日現在)

指定業者名	所 在 地	電話番号
㈱アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄493番地1	63-1511
㈱ファームさくら	旭川市江丹別町嵐山171番地1	61-3323

イ 再生活用の指定業者

(令和5年4月1日現在)

指定業者名	所 在 地	電話番号
㈱アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄493番地1	63-1511
㈱ 旭 川 振 興 公 社	旭川市6条通9丁目46番地	22-7198
㈱ファームさくら	旭川市江丹別町嵐山171番地1	61-3323